

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主・取引先・消費者などの社内外のステークホルダーに対し、経営の透明性を高めることを前提として、以下の方針によりコーポレート・ガバナンスの充実に向け努めてまいります。

- (1) 経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定
- (2) 業績向上のための各事業部門への監督強化
- (3) 円滑な業務執行機能の確保
- (4) コンプライアンスの徹底
- (5) リスクマネジメントの強化

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しておりますので、本欄に記載すべき事項はございません。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本克彦	1,125,574	15.49
山本百合子	285,216	3.92
凸版印刷株式会社	250,000	3.44
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	250,000	3.44
株式会社みずほ銀行	242,000	3.33
内藤征吾	214,500	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	200,300	2.75
株式会社SBI証券	194,945	2.68
ディーエムエス従業員持株会	186,330	2.56
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	151,300	2.08

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
梶谷篤	弁護士													
柿尾正之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶谷篤				< 選任理由 > 同氏は、他社における社外監査役としての活動および弁護士として活動に基づく専門的な知識と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言・指導をいただけるため選任しております。 < 独立役員指定理由 > 上記の理由のほか、「企業行動規範に関する規則」第7条に規定される一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、同氏の承諾と取締役会の承認を得たため、指定しております。

柿尾正之				< 選任理由 > 同氏は、他社における社外取締役としての活動に基づく経営全般にわたる高度な知見と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言・指導をいただけるため選任しております。 < 独立役員指定理由 > 上記の理由のほか、「企業行動規範に関する規則」第7条に規定される一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であり、同氏の承諾と取締役会の承認を得たため、指定しております。
------	--	--	--	---

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織を監査室とし、監査室に関する人事異動、組織変更等の最終決定は監査等委員会の同意を得るものとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査等委員会監査、内部監査、会計監査人監査それぞれの実効性を高め、かつ全体としての監査の質的向上を図るため、各監査間での監査結果の報告、意見交換、監査立会いなど緊密な相互連携の強化に努めており、内部統制委員会、経理部門とも連携しております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

### その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

### 該当項目に関する補足説明

インセンティブの付与が、必ずしも企業価値向上に直結するものでないことから、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第60期(2018年4月1日～2019年3月31日)事業年度における取締役の役員報酬は以下のとおりであります。

取締役(監査等委員を除く)(社外取締役を除く)報酬等の総額 71,710千円(基本報酬 65,910千円、退職慰労金 5,800千円)

取締役(監査等委員)(社外取締役を除く)報酬等の総額 5,300千円(基本報酬 4,800千円、退職慰労金 500千円)

社外役員 報酬等の総額 3,608千円(基本報酬 3,408千円、退職慰労金 200千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、基本報酬、退職慰労金から構成されており、2015年6月25日開催の定時株主総会において決議された限度額(監査等委員でない取締役は年額3億円、監査等委員である取締役は年額20百万円)以内で支給することとしております。当社は取締役を15名以内とし、そのうち監査等委員である取締役を5名以内とする旨を定款に定めております。2019年6月21日現在の取締役は監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役3名であります。

各役員の報酬については、固定報酬は使用人の給与水準や各役員の職責を勘案して定めた額を月額報酬として支給されます。退職慰労金については、内規に基づき役員および在任期間に応じて算定した額を計上しており、退職慰労金はこの額に基づいて支給することとしております。なお、当社の役員の報酬は業績連動による報酬に関わる制度を採用しておりません。

## 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポート体制といたしまして、常勤監査等委員である取締役ならびに必要なに応じて監査室がサポートしております。

なお、取締役会の開催に際し、社外取締役への資料の事前配布および事前説明を常勤監査等委員である取締役ならびに必要なに応じて経営企画室が行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 内部管理体制の充実に向けた取組みの最近1年間(最近事業年度の末日からさかのぼって1か年)における実施状況

(1) 取締役会は、定時取締役会については12回、臨時取締役会については3回開催し、経営の基本方針およびその他重要事項を決定いたしました。また、監査等委員会と監査室が連携して業務監査を6回実施いたしました。

(2) コンプライアンスを、CSR(企業の社会的責任)推進の根幹を成す重要課題と捉え、経営企画室においてその機能を実質的に強化し、各種法令施行に伴う関係業務への影響と対応、取引先との契約事項の検討、機密保持施策の企画・立案を実施しております。

(3) 個人情報保護については、個人情報保護委員会を4回開催し、組織的・物理的・技術的安全措置の改善・向上に努めたほか、特に近時注目を集めている人的安全措置については、年11回の研修を行い、役員からパートまでを含めた全従業員や委託業者を対象に実効性のある対策を実施しております。

2. 会計監査人・弁護士等その他第三者の状況

会計監査人は、アーク有限責任監査法人を選任しており、通常の会計監査を受けるほか、種々の経営上の課題等について助言と指導を受けております。

また、梶谷綜合法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じ法律問題全般について助言と指導を受けております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査等委員会、コンプライアンス担当、監査室および会計監査人ならびに顧問弁護士と連携を持ちながら、業務の意思決定とリスク管理、コンプライアンスの徹底および内部統制の強化を図るため、現在の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	直近の定時株主総会(第60期)は2019年6月21日に開催しております。
その他	招集通知の内容につきまして、招集通知の発送前にTDnetおよび当社ホームページで電子的に公表しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	会社説明会を2018年8月31日、2018年12月3日、2019年2月22日に開催し、当社の事業概要、中期戦略、株主還元方針などについて説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第60期第2四半期決算についての説明会を2018年11月16日、第60期決算についての説明会を2019年5月20日に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、適時開示情報、決算情報、有価証券報告書、株主総会関連資料、会社説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署(総務部)	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の、内部統制システムの構築およびその整備状況は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」を遵守し、取締役の職務の執行の状況については、取締役会が監督し、監査等委員会が監査・監督を行う。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存、管理は「文書取扱規程」に則り行うものとし、いつでも閲覧可能な状態を維持する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

情報漏洩、コンプライアンス等に係るリスク管理については責任管理部門を定め、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」、「ISMS管理規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」を遵守し、研修の実施等を行う。また、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には速やかに対応ができるように責任者を定める。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は重要事項の意思決定を行うとともに、取締役および執行役員業務の業務執行状況を監督する。経営会議に対し必要な指示を行う。経営会議は、取締役会の決定や方針を各部門に指示し具体策を立案する。通常事項については迅速かつ適切な業務執行を行い、重要事項や異例事項については取締役会に報告しその指示を得る。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念に基づいた「企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」を遵守し、業務運営の状況については監査室が内部監査を行う。

#### 6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社の子会社の取締役等が、随時、当社の取締役会に出席し、業務の執行に係る事項の報告を行うものとする。

#### 7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の定める「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」、「ISMS管理規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」を子会社において準用する。また、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には速やかに当社と連携し、対応する。

#### 8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の子会社の取締役が、通常事項については迅速かつ適切な業務執行を行い、重要事項や異例事項については当社の取締役会に報告しその指示を得るものとする。

#### 9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の定める「企業行動指針」、「コンプライアンス規程」、「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」、「個人情報保護マネジメントシステム規程」を準用し、業務運営の状況については当社の監査室が監査を行う。

#### 10. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員である取締役の職務を補助する組織を監査室とする。

#### 11. 上記10の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査室に関する人事異動、組織変更等の最終決定は監査等委員会の同意を得るものとする。

#### 12. 監査等委員である取締役の上記10の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査等委員である取締役と監査室は、相互に監査結果を報告し、意見交換を行うとともに、定期的開催される監査等委員会などを通じて監査等委員である取締役に対してサポートするものとする。

#### 13. 当社グループの取締役等並びに使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制

当社グループの取締役並びに使用人が監査等委員である取締役に報告すべき事項、その他の監査等委員である取締役への報告すべき事項として下記の事項を報告するものとし、すみやかに報告を行うものとする。

- ・当社グループに著しい損害及び不利益を及ぼすおそれのある事実。
- ・当社グループの取締役等の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性若しくは発生した場合は、その事実。

#### 14. 監査等委員である取締役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「企業行動指針」に基づき、法令に準拠した体制を確保するものとする。

#### 15. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の監査に係る諸費用については、監査の実効性を担保するために必要な予算を設けるとともに、監査等委員である取締役より費用の申請があった場合は、経理部門で確認のうえ支払うものとする。

#### 16. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員である取締役の職務を補助する組織を監査室とし、また、監査室が独自に行う内部監査の結果を監査等委員である取締役に報告し相互連携を図るものとする。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況は以下のとおりであります。

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は「企業行動指針」において、『社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、毅然とした対応を行う』旨を定めております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

・反社会的勢力に対する基本方針を「企業行動指針」に明記するとともに、具体的な対応策については「反社会的勢力による不当要求対応マニュアル」を作成し、全社員に周知徹底を図っております。

・当社では、不当要求対応部署を設置しており、事案の発生時には関係行政機関や顧問弁護士との緊密な連携・連絡の上、すみやかに対応できる体制を構築しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

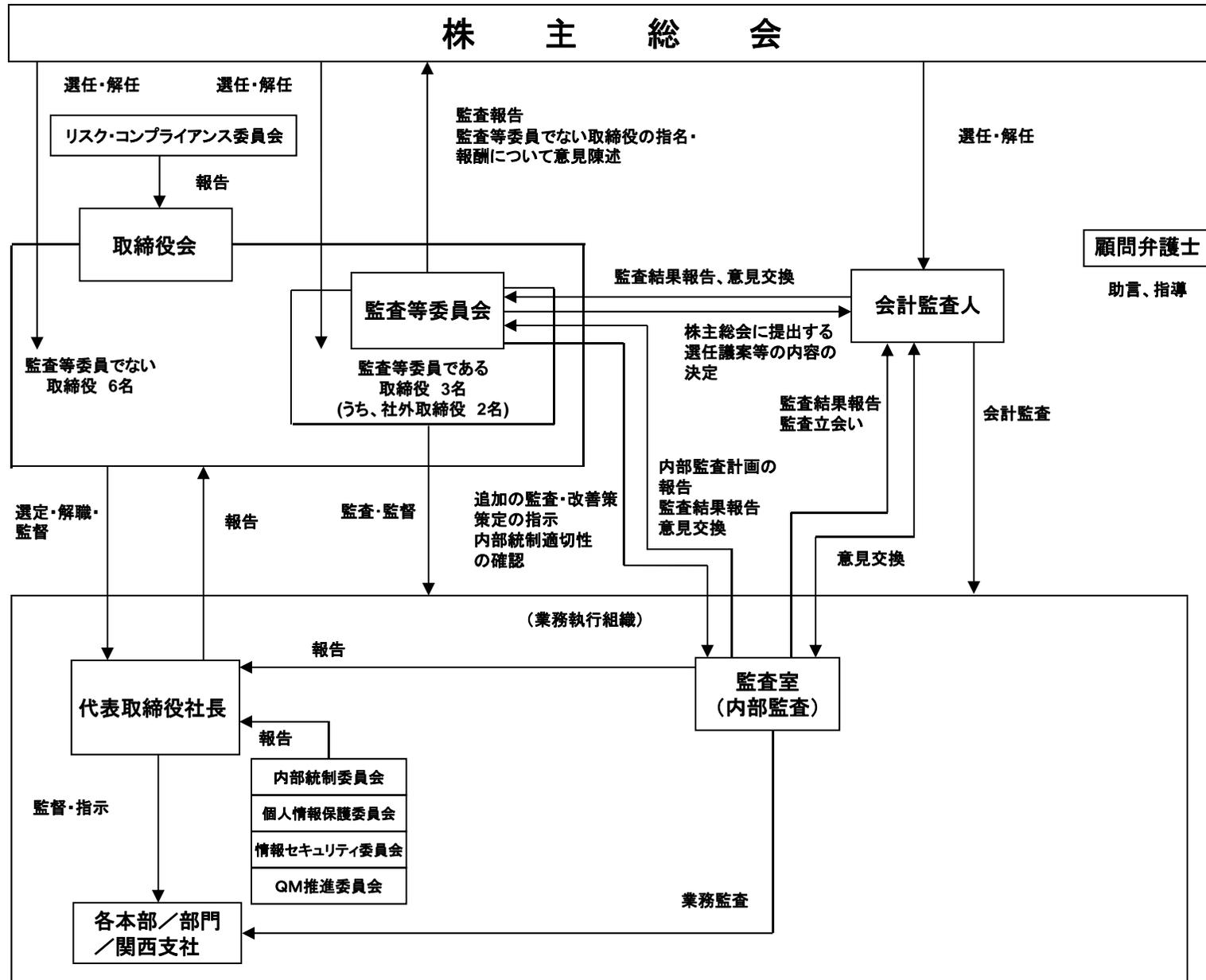
買収防衛策の導入の有無

なし

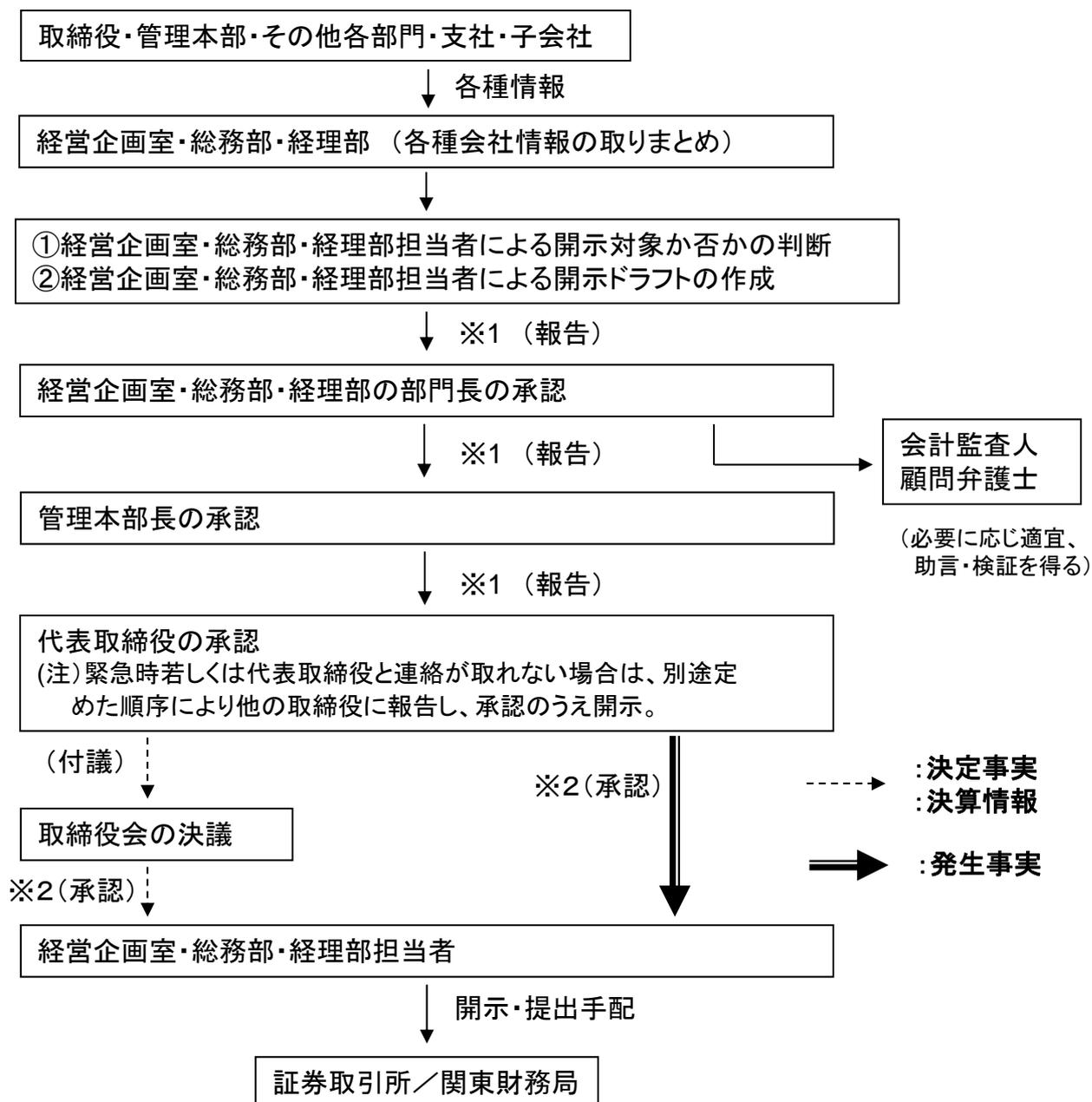
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は下記のとおりであります。(2019年6月21日現在)



## 会社情報の適時開示に係る社内体制図



※1: 報告の内容は、①当該事象が開示対象であるか否か②開示ドラフト案の内容、の2点について行う。  
 ※2: 決定事実・決算情報については、開示に対する承認を代表取締役が行い、取締役会での決議を経たうえで開示。発生事実については、代表取締役の承認を経たうえで開示。

以 上